

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替えについて

1、国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替えの根拠

2020年6月5日公布の「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、2022年4月1日から国民年金手帳の新規発行は廃止され、年金の諸手続には基礎年金番号通知書が使われることになりました。

2、年金手帳が廃止（基礎年金番号通知書への切り替え）される理由

厚生労働省の資料では、「被保険者情報が既にシステムで管理がなされており、マイナンバーの導入によって、手帳という形式で果たす必要性がなくなってきた」などを挙げています。

2015年10月以降、住民票を持つ人にはマイナンバーが通知され、2018年3月からは、今まで基礎年金番号で行っていた年金に関する届出や申請について、マイナンバーを使うようになりました。最大の理由は、マイナンバーの導入です。政府はマイナンバーカードを健康保険証や運転免許証、国税、年金などにもヒモ付けすることをめざしており、国民の税・社会保障情報を一元的に管理しようとしています。

3、今年4月からは「手帳」形式ではなく、「基礎年金番号通知書」が交付される

4月からは年金手帳が発行されなくなり、新規に年金制度に加入する方には、カードタイプの「基礎年金番号通知書」が交付されます。

4、現行の年金手帳も引き続き使用できる（大事に保管してください）

年金手帳の発行は廃止されましたが、国民年金や厚生年金制度に加入しているすべての人に「基礎年金番号通知書」が交付されるわけではありません。

年金機構文書等で「年金手帳の廃止」との表記もあり、年金手帳が無効になるとの誤解が生じています。現在、年金手帳をお持ちの方は、現行のまま引き続き使用できるため、破棄せず大事に保管してください。

尚、年金手帳の紛失等により、基礎年金番号が確認できる書類の再発行は、2022年4月以降は「基礎年金番号通知書」です。

5、年金手帳が発行された理由

年金手帳は、①保険料納付の領収の証明、②基礎年金番号の本人通知という2つの機能を果たすものでした。

年金手帳は「国民年金手帳」が最初で、1960年に国民年金の加入者に発行され、色は茶色でした。その後、厚生年金保険の加入者も含めオレンジ色（74年11月から）、97年1月からは青色となりました。国民年金と厚生年金は、別々の制度として年金番号体系も別々でしたが、公的年金を一元的に管理する手法として年金手帳が作られました。

その後、1997年に基礎年金番号が作られ、全ての公的年金制度で共通して使用する「一人一つの番号」に統一されました。

年金記録の命綱ともいえる、大切な基礎年金番号が記されているのが年金手帳です。

6、「年金手帳」から「基礎年金番号通知書」への切替の影響

(1) 年金受給中の方は、年金手帳があれば、それをそのまま利用できます。年金手帳がなくても、毎年の年金給付通知書等で基礎年金番号が確認できます。

(2) 現役の方は、年金手帳があれば、それをそのまま利用できます。年金手帳がない方は、転職等の時に基礎年金番号が必要となるので、「基礎年金番号通知書」の交付を受けます。